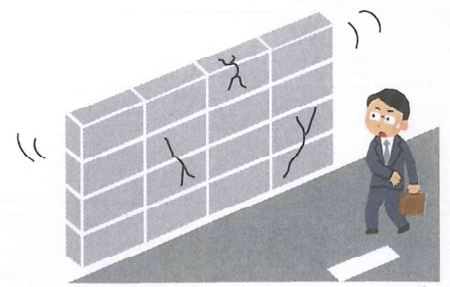


コンクリートブロック塀等 撤去のお手伝い

町では、地震によるコンクリートブロック塀等の倒壊による被害をなくすため、**撤去にかかる費用を全額補助（上限20万円まで）**します。
ひび割れ、傾き、ぐらつきなどが確認できるブロック塀等の撤去に、ぜひご活用ください。



○補助対象となる「ブロック塀等」とは

- 1 コンクリートブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀、土塀、及びその他これに類する塀であること。
- 2 道路、公園、そのほか不特定多数が利用する公共施設に面していること。
- 3 道路面等からの高さが80cmを超えること。

○補助となる対象工事

ブロック塀等の撤去、または一部を撤去する工事。
一部を撤去する場合は、撤去後の高さが80cm以下になる工事。

<注意事項>

- ・申請前に撤去工事を行った場合、補助することができません。
- ・高さ80センチメートル以上の擁壁の上にブロック塀等が設置されている場合、原則としてブロック塀等をすべて撤去する工事が対象となります。
- ・建築基準法第42条第2項に規定されている道路に面しているブロック塀等の場合、撤去後フェンス等を新設する際、セットバックが必要な場合があります。

○補助内容

撤去にかかる費用の全額を補助。
※撤去面積1㎡あたり1万円・上限20万円まで
※補助に関する詳細は、担当課までお問合せください。

○受付期間

令和8年11月20日（金）まで
※補助枠がなくなり次第終了

※申請に関する様式は島本町ホームページからダウンロード、
または都市計画課窓口まで。
申請内容の変更、中止等についても町へ申請が必要となります。

お問合せ先 島本町都市創造部都市計画課 電話 075-962-0360（直通）

申請手続きの流れ

申請者

島本町

補助金交付申請
(様式第1号)

補助金交付決定通知
(様式第2号)

工事着手届
(様式第4号)

工事完了報告
(様式第9号)

補助金確定通知
(様式第10号)

補助金交付請求
(様式第11号)

補助金交付

